

空き家に付随する農地の取得について

遠賀町では、町内の空き家の流通促進を通じて、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、町に登録された空き家情報を発信する「遠賀町空き家バンク」を実施しています。

今回、より一層の空き家の活用を促進するため、空き家バンクに登録された空き家と一緒に農地を取得する際に、一定の条件を満たす場合、売買に必要な農地法の許可要件の一つである下限面積を5,000㎡から1㎡へ引き下げました。



一定の条件とは？

- ・空き家バンク登録カードに取得する農地が記載されていること
- ・空き家の周辺に位置するなど常時耕作が可能な農地であること
- ・所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作すること
- ・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※利用権や中間管理権など権利設定された農地は対象外

※基盤整備済みなど、農地の集積等が図られるべき優良農地は対象外

手続きの流れは？

- ①空き家バンク利用申請を行う（付随する農地を情報カードに記載）
- ②農業委員会総会において、現地確認を行い適用する農地か否かを判断
- ③判断結果を所有者に通知
 - ・適用する場合、④以下の手続きへ
 - ・適用しない場合、空き家のみの手続きへ
- ④空き家バンク登録申請を行う（付随する農地を登録カードに記載）
- ⑤空き家及び付随する農地の契約を締結（農地所有者＋希望者）
- ⑥農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出（農地所有者＋希望者）
- ⑦農業委員会総会において、審議して許可条件を満たせば許可書発行

●問い合わせ

空き家バンクについて 都市計画課 都市計画係

農地の手続きについて 農業委員会事務局（産業振興課 農業推進係）